

PM2.5・光化学オキシダント にご注意を

問合せ 環境政策課 ☎9132

微小粒子状物質（PM2.5）は、粒子の大きさが小さく、人への健康影響が懸念されています。県内のPM2.5の濃度が高くなると判断された場合、広島県から注意喚起が発令されます。

また、光化学オキシダントは、気温が高く、風の弱い日に発生しやすくなり、目や喉の痛みなどを引き起こすことがあります。濃度が高い状態が続く場合には、広島県から光化学オキシダント注意報などが発令されます。

広島県から注意喚起や注意報などが発令された場合は、屋外に面した窓は閉め、できるだけ屋外での激しい運動は避けましょう。

市では、広島県から注意喚起や注意報などが発令された場合に、市内の公立小・中学校、保育園および各支所へ情報提供し注意を促します。



マスクの着用は、その素材や着用方法などにより完全に防げないこともあります。ウィルス対策用のマスクの細かい目の向きのマスクがより効果的です。

注意喚起や注意報などの発令を広島県環境情報サイト「ecohiroshima」で迅速にお知らせしています。

また詳細は、市のホームページにも掲載しています。

合併浄化槽への 付け替え費用の一部を補助

問合せ 廃棄物対策課 ☎9133

市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独処理浄化槽を

合併処理浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。

ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外となります。

対象地域 次の区域を除く市内全域
・公共下水道事業の認可区域
・農業集落排水処理事業の計画区域
・団地浄化槽などの集合処理施設の処理区域

補助金額

- 5人槽 29万6千円
- 7人槽 36万4千円
- 10人槽 48万2千円

（延べ床面積が130㎡を超える住宅）
（台所と風呂が2カ所以上ある住宅）

※交付は予算の範囲内のため、申請順です。詳しくは問い合わせください

店舗リフォーム費用の補助 （第1回募集）

問合せ 建築指導課 ☎9191

市内の建築関連業者により、店舗のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。

対象となる店舗

- ・営業用の小売店舗、理容業・美容業店舗、クリーニング店舗、主に食事を提供する店舗

対象となる工事

- ・市内の建築関連業者が工事する店舗のリフォーム（修繕、補修、模様替え、増改築など）で、誰もが利用しやすいように段差解消などを行うこと

消費などバリアフリーの工事を併せて行うこと

- ・リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上
- ・交付決定後工事着手し、平成27年2月末までに工事完了するもの

対象外の工事

- ・別棟の物置や別棟の広告塔などに関する工事
- ・家具、電化製品、装飾品などの購入
- ・他の補助制度を利用する工事

申込資格

- ・市内に住所がある個人事業主、または市内に本店が登記されている法人で、市内に店舗を開業している人または開業しようとする人
- ・市税などを滞納していないこと

補助内容

- ・補助金は、店舗のリフォームに要する費用（消費税を除く）の10%相当額（千円未満切り捨て）で1件当たり20万円が上限

申込用紙配布時期・配布場所

- ・4月1日（火）～7月16日（水）
- ・市役所6階建築指導課または、市のホームページから

受付期間

- ・4月1日（火）～7月16日（水）
- ※補助金交付申請額の合計が予算額（40万円）を超えた場合は、期間内でも締切り
- ※第2回目の募集は8月から予定

受付場所 市役所6階建築指導課

※詳しくは問い合わせください

さらに広がっています 公共下水道

問合せ ■融資あっせん、使用料、負担金（分担金）
下水道経営課 経営管理係 ☎5481
■処理区域
下水道建設課 維持管理係 ☎5482

公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの廃水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守り、私たちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

公共下水道の処理区域が広がりました

- 廿日市処理区 約18ヘクタール（約616ヘクタール）
 - 佐伯処理区 約0・5ヘクタール（約106ヘクタール）
 - 大野処理区 約10ヘクタール（約246ヘクタール）
- ※（ ）内は、全体区域面積
- 処理区域は、次のところで確認することができます。

- 廿日市処理区、佐伯処理区、大野処理区
下水道建設課 ☎5482
 - 佐伯処理区
佐伯支所佐伯管理課 ☎1117
- 浄化槽とくみ取り便所の公共下水道への切り替え**

新たに処理区域となる地区で、現在、浄化槽を使っている場合はすぐに廃止して、公共下水道へ接続してください。

また、くみ取り便所は、3年以上に水洗便所に改造して公共下水道へ接続してください。

なお、この区域では、新たに浄化槽やくみ取り便所を設置することはできません。

排水設備の工事は、指定工事店で

公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、市が指定した下水道排水設備指定工事店で行ってください。指定工事店以外での工事や無届けの工事は行わないでください。

融資あっせん制度

公共下水道の処理区域で下水道に接続するための宅地内の設備を改造するための工事費を一時に負担することが困難な人に、融資あっせん制度があります。工事の申し込みの際に、指定工事店へ条件などを相談してください。

受益者負担金（分担金）

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人（受益者）は、污水管整備費の一部を負担することになります。

平成26年4月から、次の区域の一部が、受益者負担金（佐伯処理区の場合は受益者分担金）の賦課対象区域となります。

この土地所有者には、4月下旬に受益者の申告書などを郵送します。記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

提出先 下水道経営課
（廿日市衛生センター内）



下水道には、お風呂や台所、トイレなど家庭から出る汚水を下水道管を通して下水処理場に集め、浄化し自然に帰す役割のほかに、雨水を速やかに流し、まちが水びたしにならないようにする役割もあります。

大野地域の健康推進に 関する窓口が変わります

問合せ 大野支所福祉グループ ☎1006 ☎3309

福祉保健部健康推進課大野健康推進グループ（大野福祉保健センター内）を大野支所福祉グループ（大野支所庁舎内）に統合しました。

これまで大野健康推進グループが窓口となっていた業務は、4月1日（火）から大野支所福祉グループが窓口になります。

●窓口が変更となる業務

成人・乳幼児の健康診査、育児相談、健康相談、予防接種（感染症を含む）、心の健康に関する相談、母子健康手帳交付、精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）の申請、自立支援医療（育成医療）の申請など